

入札公告

契約担当官
海上自衛隊阪神基地隊本部
経理科長 津 嶋 昭 臣

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和 3 年 12 月 16 日 (木) 13:30 から
ただし、入札書を郵送するときは、封筒表面に入札書在中と朱書の上、
令和 3 年 12 月 15 日 (水) 16:45 までに必着するよう送付のこと。
(2) 場 所 〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町37番地 海上自衛隊阪神基地隊本部 入札室

2 入札資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成31・32・33年度(令和01・02・03年度)防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
(仕様書受領の際に資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。)
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	履行期限	履行場所
03-1-1021-2105-5031-00	弁当	令和4年3月31日	阪神基地隊本部及び指定場所

4 仕様書の受領期限等

- (1) 日 時 令和 3 年 12 月 9 日 (木) 16:45 まで
ただし、土曜日、日曜日等を除く
応札意思のある方は、期限までに参加申込をしてください。
(2) 場 所 海上自衛隊阪神基地隊本部経理科事務室

5 入札方法

- (1) 本件は、単価をもって入札を行い、落札決定に当たっては入札書に記載された単価に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約単価の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおりに入札書に記載された書面上の金額の100分の110(軽減税率対象品目については100分の108)に相当する金額をもって申し込みがあったものとする。

6 適用する契約条項等

売買契約一般条項及び生糧品購入に関する特約条項

7 保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金:免除
(2) 落札者が契約を結ばないときは、落札金額(入札書に記入した金額の110/100又は108/100に相当する金額)の5/100に相当する金額を違約金として徴収する。

8 契約書の作成

契約書の作成を要する。

9 入札の無効

競争参加資格のない者のした入札、入札及び契約心得のとおり実施しない者の入札、入札の条件に反した入札は無効とする。

10 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(2) 入札心得・契約条項は、阪神基地隊本部入札室に掲載する。
(3) 4の期日までに仕様書を受領していない者は入札を認めない。
(4) 入札に関する問い合わせ : 海上自衛隊阪神基地隊本部経理科契約係 担当:上田
電話番号:078-441-1001 内線 246
FAX番号:078-441-1053

海上自衛隊仕様書

物 品 番 号 等		仕 様 書 番 号	
名 称	弁 当	大 臣 承 認 年 月 日	
		作 成 年 月 日	令和3年 11月 9日
		改 正 年 月 日	
		単 位	E A
		作 成 担 当 部 課 等	阪神基地隊本部補給科

1 . 総 則

1 . 1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊阪神基地隊における生糧品の調達に適用する。

1 . 2 内 容

全体的に弁当としての美観を有する配置とする。

1 . 2 . 1 内容量等

米飯類200g以上とし、主菜、副菜の総量を130g以上とする。

主菜は肉・魚貝・卵類・大豆製品を使用したもの、副菜については野菜類を中心に使用したものとする。

エネルギー標準500kcal、塩分標準2. 7g以下、たんぱく質20g以上、野菜(芋、きのこ、豆類) 100g以上とする。

または、カレーライス等のソース料理とし、副菜については、卵類、小麦製品のほか、野菜類を中心に使用したものとする。

エネルギーについては、1EAあたり700kcal以上とする。

1 . 3 品質保証

納入後、12時間以上の品質を保証するものとする。

消費期限(年月日時)を明記する。

衛生に留意し食中毒発生を防止する。

1 . 4 包 装

一般商業習慣による包装とする。

容器は、電子レンジに対応したものとし、割り箸をつける。

2. 発注及び納入

2. 1 発注

納入における数量については、生糧品発注書により行うものとする。

希望納期全日において、発注(納入)が可能であるものとする。

発注数量に変更(追加・キャンセル等)が生じた場合、納入日前日1030時までに受注業者へ通報する。

2. 2. 1 艦船部隊

各艦艇舷門に納入するものとする。

2. 2. 2 陸上部隊(阪神基地地本部)

当直室に納入するものとする。

2. 3 納入時間

0900時～1100時(昼食用)、1400時～1600時(夕食用)とし、生糧品発注書により指示するものとする。

2. 4 受領検査

2. 4. 1 受注者

生糧品発注書により請求部隊の受領確認(数量検査、物品供用官または当直士官の署名、捺印)

を得るとともに、直ちに受領検査官(阪神基地隊資材係長)に提出(休日については休日明け)する。

2. 4. 2 受領検査官

受注者から提出された確認書(生糧品発注書)をもって、受領の確認を行うものとする。

2. 5 検体(保存食)について

受注者において冷凍保存(製造日を含める14日間)するものとする。

3. その他

3. 1 食中毒に関する責任

受注者側に帰属するものとする。

ただし、納品後請求部隊における管理に明らかな責任(消費規定等の違反)がある場合はこの限りではない。

3. 2 その他

a) この仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、官側の指示に従う。

b) この仕様書によるほか、売買契約一般条項による。